

議案第 88 号

臨海部広域斎場組合規約の変更に関する協議について
上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 22 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

臨海部広域斎場組合規約の変更に関する協議について

臨海部広域斎場組合規約を別紙のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、港区、品川区、大田区及び世田谷区と協議する。

（説明） 関係特別区と臨海部広域斎場組合規約の変更に関する協議を行うに当たり、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出します。

別 紙

臨海部広域斎場組合理約の一部を変更する規約

臨海部広域斎場組合理約（平成11年10月20日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区 分		負担割合等
管理運営経費		100分の10は均等割により、100分の90は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
建設経費	火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費	火葬炉の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	施設整備基金積立金（決算剰余金の積立てを除く。）	葬儀式場の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。
	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、火葬場利用分は、火葬炉の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく火葬料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。 葬儀式場利用分は、葬儀式場の利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく葬儀式場等使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により、組織区にあん分する。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

参 考

地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 (省略)

- 2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

資 料

臨海部広域斎場組合理約（現行規約）抜粋

別表（第13条関係）

区 分		負担割合等
管理運営経費		100分の10は均等割により、100分の90は利用実績割（当該会計年度の各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。）により組織区にあん分する。ただし、斎場が開場するまでの間は、全額を均等割により組織区にあん分する。
建設経費	地方債の元利償還金	火葬場利用分と葬儀式場利用分とに分けて、それぞれ利用実績割（前3会計年度に係る各区の住民の利用実績に基づく使用料収入の割合により算定した割合をいう。以下この欄において同じ。）により、組織区にあん分する。ただし、斎場開業会計年度から起算して3会計年度までは利用圏域割（斎場との距離が5キロメートル以内、5キロメートルを超え10キロメートル以内及び10キロメートルを超えるものに分けた場合に係る組織区の面積分布と他の斎場との距離が5キロメートル以内及び5キロメートルを超えるものに分けた場合に係る組織区の面積分布の組合せに基づく指数により利用を想定し、補正した割合をいう。以下同じ。）により、組織区にあん分するものとし、その割合は、次のとおりとする。 港 区 11パーセント 品川区 17パーセント 目黒区 6パーセント 大田区 51パーセント 世田谷区 15パーセント なお、利用圏域割によりあん分した組織区の負担金は、斎場開業会計年度から起算して3年を経過した会計年度に係る利用実績割を適用して、調整する。
	その他	建設工事等（用地取得及び建築設計委託を含む。）に係る契約金額（以下「契約金額」という。）の100分の10は均等割により、100分の5は人口割により、契約金額から地方債、均等割分及び人口割分を除いた額は利用圏域割により、組織区にあん分する。ただし、人口割による組織区の割合は平成10年1月1日現在の人口（住民基本台帳登録者数及び外国人登録者数）に基づき、次のとおりとし、また、利用圏域割による組織区の割合は、地方債の元利償還金に係る利用圏域割の割合を使用する。 港 区 8パーセント 品川区 15パーセント 目黒区 11パーセント 大田区 30パーセント 世田谷区 36パーセント